

## 介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

### (通則)

第1条 介護保険法に基づく八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(令和3年八王子市条例79号)第41条(第46条、第51条、第64条、第68条、第84条、第94条、第103条、第137条、第159条、第172条、第174条、第181条、第197条、第209条、第229条、第240条、第255条、第257条及び第268条において準用する場合を含む。)及び第118条(第122条、第126条において準用する場合を含む。)八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成25年八王子市条例17号)第40条(第59条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)第59条の18(第59条の20の3、第59条の38及び第80条において準用する場合を含む。)及び第175条第2項(第189条において準用する場合を含む。)八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(令和3年八王子市条例81号)第30条(第34条において準用する場合を含む。)八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(令和3年八王子市条例82号)第35条(第44条、第57条、第67条、第76条、第91条、第111条、第128条、第135条、第142条、第152条、第167条、第187条、第204条、第218条、第223条及び第232条において準用する場合を含む。)八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成25年八王子市条例18号)第37条(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(令和3年八王子市条例84号)第29条(第36条において準用する場合を含む。)八王子市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(令和3年八王子市条例85号)第43条第2項(第58条において準用する場合を含む。)八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(令和3年八王子市条例86号)第42条第2項(第57条において準用する場合を含む。)八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(令和3年八王子市条例87号)第43条第2項(第58条において準用する場合を含む。)八王子市における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する基準19(1)並びに八王子市指定介護予防日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第37条(第48条において準用する場合を含む。)及び第63条の規定による事故が発生した場合の八王子市(以下「市」という)への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

### (目的)

第2条 本要領は、介護保険サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス(以下「介護サービス等」という。)の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から市に報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

### (事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、原則、次のとおりとする。

- 一 介護サービス等の提供に伴う利用者のケガ及び死亡事故等(以下「ケガ等」という。)
  - (1) ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落による骨折・出血等、火傷、誤嚥及び異食等で医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったもの。
  - (2) 事業者側の責任や過失の有無は問わない。(利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も含む。)
    - 例) 利用者間同士のトラブル、交通事故等
  - (3) 介護サービス等の提供には、送迎・通院時も含む。
- 二 感染症、食中毒、及び疥癬  
感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、次のものをいう。
  - (1) 一から五類の感染症
  - (2) 新型インフルエンザ等感染症
  - (3) (1)に相当する指定感染症
  - (4) 新感染症
- 三 従業員の法令違反、不祥事等、利用者の処遇に影響があるもの。
  - 例) 利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など
- 四 誤与薬、徘徊による行方不明(ケガ等の有無は問わない。)
- 五 その他、震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により介護サービス等の提供に影響する重大な事故
- 六 前各号以外で、特に報告を求められた場合

(報告事項等)

第4条 報告事項は、下記のとおりとする。

- 一 事故状況
  - (1) 事故状況の程度
  - (2) 死亡年月日(死亡に至った場合)
- 二 事業所の概要
  - (1) 法人名
  - (2) 事業所(施設)名
  - (3) 事業所番号
  - (4) サービス種別
  - (5) 所在地
  - (6) 電話番号
- 三 対象者
  - (1) 氏名、ふりがな、年齢及び性別
  - (2) サービス提供開始日
  - (3) 住所
  - (4) 保険者及び被保険者番号
  - (5) 要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度
- 四 事故の概要
  - (1) 発生日時
  - (2) 発生場所
  - (3) 事故の種別
  - (4) 発生時状況及び事故内容の詳細
  - (5) その他特記すべき事項
- 五 事故発生時の対応
  - (1) 発生時の対応
  - (2) 受診方法

- ( 3 ) 受診先医療機関名及び連絡先
  - ( 4 ) 診断名
  - ( 5 ) 診断内容
  - ( 6 ) 検査、処置等の概要
  - 六 事故発生後の状況
    - ( 1 ) 利用者の状況
    - ( 2 ) 報告した家族等の続柄及び報告年月日
    - ( 3 ) 連絡した関係機関
    - ( 4 ) 本人、家族及び関係先等への追加対応予定
  - 七 事故の原因分析
  - 八 再発防止策
  - 九 その他
    - ( 1 ) 特記すべき事項
    - ( 2 ) 損害賠償等の状況
- 2 報告書の様式は別紙のとおりとする。ただし、本条における報告の項目が明記されていれば、別様式でも差し支えないものとする。

( 報告対象者等 )

第5条 事故報告は、事故に関係する介護サービス利用者が本市被保険者である場合、または市内に所在する事業者において事故が発生した場合とする。

( 報告の手順 )

第6条 報告書は、事故処理が済み次第、遅滞なく提出すること。

一 第一報

- ( 1 ) 事業者は、事故が発生した場合、速やかに家族に連絡するとともに、介護保険課に報告書を提出し、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所にも、同様の報告を行うものとする。
- ( 2 ) 緊急性の高いものは、第一報を電話で行い、その後速やかに報告書を提出する。

二 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、文書にて報告書を提出する。

( 市における対応 )

第7条 市は報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。

- 2 事故対応は、本市被保険者を原則とするが、必要に応じて、他の区市町村や東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。
- 3 重大な事故のうち次の各号に掲げるものについては、東京都と情報共有するものとする。
  - 一 事業者の重大な過失によるもの
  - 二 事件性の程度が高いもの

( 附則 )

この取扱要領については平成16年11月1日から行う。  
その他の重要な事項については必要に応じて別途定める。

( 附則 )

この取扱要領は平成19年4月1日から施行する。

( 附則 )

この取扱要領は平成21年6月18日から施行する。

- (附則)  
この取扱要領は平成24年4月1日から施行する。
- (附則)  
この取扱要領は平成24年5月1日から施行する。
- (附則)  
この取扱要領は平成26年5月1日から施行する。
- (附則)  
この取扱要領は平成28年2月1日から施行する。
- (附則)  
この取扱要領は平成28年3月1日から施行する。
- (附則)  
この取扱要領は平成28年7月1日から施行する。
- (附則)  
この取扱要領は平成29年4月1日から施行する。
- (附則)  
この取扱要領は平成30年4月1日から施行する。
- (附則)  
この取扱要領は平成31年4月1日から施行する。
- (附則)  
この取扱要領は令和3年(2021年)4月1日から施行する。
- (附則)  
この取扱要領は令和3年(2021年)4月15日から施行する。
- (附則)  
この取扱要領は令和3年(2021年)6月28日から施行する。
- (附則)  
この取扱要領は令和6年(2024年)4月1日から施行する。